

【令和3年度】 特定事業所集中減算届出書（別紙1）記載要領

1 「担当氏名」「電話番号」

届出書の内容を確認する際の担当者氏名と電話番号を記載する。

2 「80%を超えた法人の有無」

訪問介護サービス等で80%を超えた法人がある場合は「有」にチェックする。無い場合は「無」にチェックする。

3 「正当な理由の有無」

「80%を超えた法人の有無」が「有」の場合、正当な理由がある場合は「有」にチェックする。無い場合は「無」にチェックする。

4 「正当な理由が有りの場合の該当する理由の番号」

「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱い（令和3年度）」の「3 正当な理由の範囲について」の①から⑦のうち一つを選択して記載する。

5 【1 判定機関における居宅サービス総計画件数】

それぞれの月で給付管理を行った総数を記載する。

（月遅れ請求の場合は、請求した月ではなく実際に給付管理を行った月に入れる。以下同じ。）

6 【3 訪問介護】（例）

(1) 「訪問介護を位置づけた計画件数」

訪問介護を位置づけた計画数を記載する。

(2) 「サービス事業所法人名」

紹介数が多い法人名（6カ所まで）を記載する。（同一法人ごとの記載とし、系列法人は別法人として扱う。）

(3) 「法人ごとの居宅サービス件数」

その法人を位置づけた件数を記載する。なお、1人の利用者が2つ以上の事業所を利用している場合であっても、その法人が同一法人であれば「1」と数える。

(4) 「b/a」

法人ごとの居宅サービス件数の合計数（b）を、訪問介護を位置づけた計画件数の合計数（a）で割り、小数点第一位まで記載する（小数点第二位を切上げ）。

(5) 「紹介率が80%を超えた場合の、当該法人の訪問介護事業所名」

当該法人が運営し、実際に計画に位置づけた訪問介護事業所名を列記する。

7 以下、【5 地域密着型通所介護】まで同様に記載する。利用のないサービスについては、空欄のままで構わない。

○特定事業所集中減算に係る再計算書（別紙1-2）

1 「正当な理由」として⑥（サービスの質が高いこと）を選択した場合

- (1) 「届出居宅介護支援事業所名称」に届出する居宅介護支援事業所名、「事業所番号」に居宅介護支援事業所指定番号を記入する。
- (2) 「上越市長の認める正当な理由⑥」にかかる 80%を超えて集中した法人の事業所の名称と、サービスの種類を記載箇所の下の一覧から選択して記入する。
- (3) 「サービスの質が高い」とする理由を、ア～エの全てについて「はい」か「いいえ」の該当する欄に○を記入する。
- (4) ウについては、サービスの質が向上する体制整備を条件とする加算（別紙5の対象加算名一覧参照）の名称を3に記載する。
- (5) エに係る挙証資料については、3において具体的な記録資料の名称を記載するが、写し等の添付は不要。記録資料は高齢者支援課が行う実地指導の際に確認することがある。
- (6) 当該事業所を位置づけたケアプランを除外して、4において計画件数を記載し、再計算する。このとき、除外するのは再計算書の「 b/a 」の分子「b」の部分だけで、分母「a」からは除外する必要はない。

2 「正当な理由」として⑦「事前相談シート」により認められた案件のある場合

- (1) 「届出居宅介護支援事業所名称」に届出する居宅介護支援事業所名、「事業所番号」に居宅介護支援事業所指定番号を記入する。
- (2) 「上越市長の認める正当な理由⑥」にかかる 80%を超えて集中した法人の事業所の名称と、サービスの種類を記載箇所の下の一覧から選択して記入する。
- (3) 2は記載しない。
- (4) 3において、市からの回答が記載された事前相談シートの写しを添付する。
- (5) 当該事業所を位置づけたケアプランを除外して、4において計画件数を記載し、再計算する。このとき、除外するのは再計算書の「 b/a 」の分子「b」の部分だけで、分母「a」からは除外する必要はない。

3 80%を超えて集中した事業所が複数ある場合

80%を超えて集中した事業所が複数のサービスにある場合は、別紙1-2を適宜コピーして記載し、サービスごとに再計算する。